

豊後大野市非課税世帯支援給付金のご案内

- 国の総合経済対策に基づき、住民税非課税世帯に1世帯あたり3万円の支援給付金を支給します。

対象世帯等：基準日（令和6年12月13日）時点で豊後大野市に住民登録されている世帯で、**令和6年度住民税が非課税**となる世帯

また、本給付金の対象となった子育て世帯には児童1人あたり2万円のこども加算を追加支給します。（対象となる児童は、平成18年4月2日以降出生の者）

※ただし、世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯等は対象外です。（裏面参照）

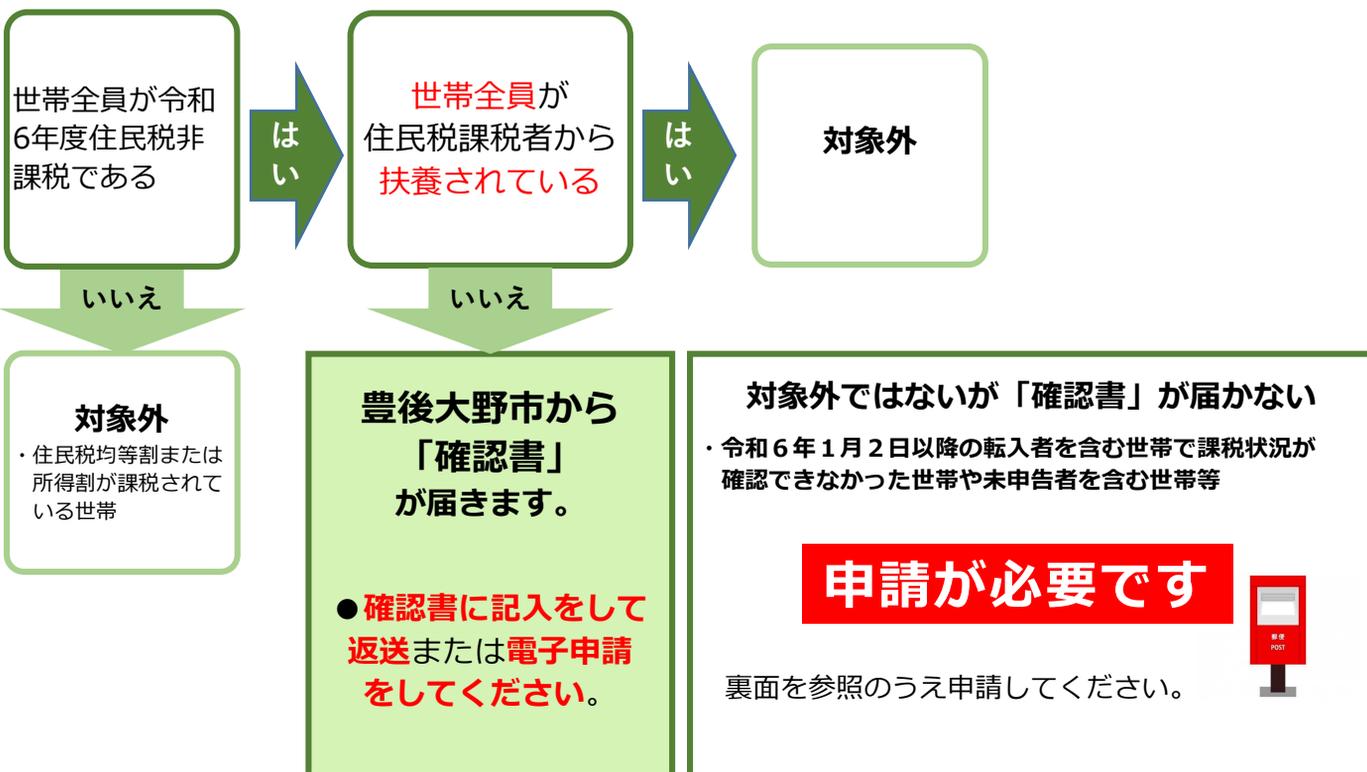
給付金の支給額

1世帯あたり3万円
こども加算 1人あたり2万円

給付金の支給時期

豊後大野市が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象世帯確認フローチャート



返送・申請期限：令和7年5月30日（金）

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税が非課税となる世帯

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。中身を確認して市に確認書を返送してください。



■ 電子申請について ■

お持ちの電子機器で、右のQRコードを読み込んで申請いただくと、確認書の返送を省略することができます。



電子申請QRコード

※世帯主本人による確認・受給の場合のみ受付可

II 令和6年度住民税未申告者を含む世帯

住民税申告後、令和6年度住民税均等割が非課税の世帯となった場合は支給が可能となります。

詳しくは下記お問い合わせ先にご相談ください。

▲支給対象外世帯▲ 以下に該当する世帯は支給対象外です

- ・ 令和6年度住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成された世帯
- ・ 租税条約による令和6年度住民税の課税が免除された方を含む世帯
- ・ 住民税の賦課期日（令和6年1月1日）において日本に住所を有さない者のみの世帯

豊後大野市が実施する本給付金については、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律に基づき、差押禁止等及び非課税の対象となります。



非課税世帯支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」

にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

豊後大野市 支援給付金専用ダイヤル

0120-035-190

受付時間 8:30~20:00 ※土・日・祝日含む

ご質問・お問い合わせ
チャットボット
QRコード

